

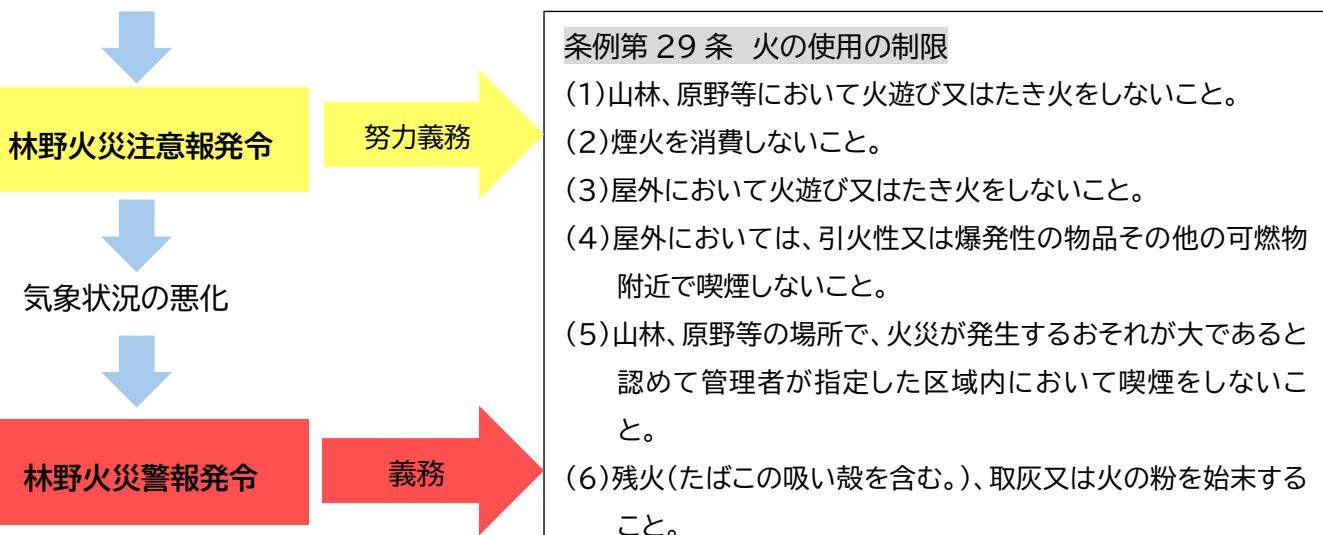
不破消防組合火災予防条例の一部改正について

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日より、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が開始されます。

林野火災注意報・警報について

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、「林野火災注意報」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について努力義務を課すこととなります。さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「林野火災警報」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、義務を課すこととなります。

林野火災の火災予防上注意を要する気象状況



詳細等について・ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

問い合わせ先

不破消防組合消防本部
予防課 0584-23-3996